

## 山形県水資源保全総合計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 山形県水資源保全条例第8条による水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図るための計画（以下「水資源保全総合計画」という。）の策定に向け、水資源の保全や森林等の水源を涵養する機能の維持等の見地から検討を行うため、山形県水資源保全総合計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 委員会において検討する事項は次のとおりとする。

- (1) 水資源保全総合計画の検討に関する事項
- (2) 前号に掲げるほか、水資源保全総合計画の検討に関し必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、水資源の保全に関し学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。  
2 委員の任期は、1年以内とする。

### (会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。  
2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。  
3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が会議の座長にあたる。  
2 委員会には、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、山形県環境エネルギー部において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年5月24日から施行する。

山形県水資源保全総合計画検討委員会 委員名簿

平成25年5月

所属	役職	氏名
山形大学地域教育文化学部	教授	大友 幸子
山形県緑を育てる女性の会	代表	小山 勝子
水とくらしを考える会	幹事	佐多 和子
山形県森林組合連合会	代表理事会長	佐藤 景一郎
因幡堰土地改良区	理事長	富樫 達喜
古澤・内藤法律事務所	主任研究員	内藤 いづみ
鳥海やわた観光株式会社	会長	中村 護
山形大学農学部	教授	野堀 嘉裕

(五十音順)

任期：平成25年5月24日から平成26年3月31日まで